

改定保育所保育指針研修会テキスト

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

改定保育所保育指針研修会講師プロフィール

天 野 珠 路(あまの たまじ)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育指導専門官

略 歴 共同保育所、民間保育園、民間幼稚園、公立保育園にて計19年間保育者（保育士・幼稚園教諭）として勤務。

平成10年～横浜市保育運営課勤務（保育士の研修や保育指導担当）。

平成16年～國學院大学幼児教育専門学校専任教員として勤務。

（担当：「乳児保育」「保育実践演習」「保育実習」「教育実習」等）。

平成19年4月より現職。

学会等 日本保育学会・日本子ども家庭福祉学会

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
やさしい乳児保育	青 鞆 社	2007	共 著
保育演習ノート	高 橋 書 店	2006	〃
保育と教育に生かす臨床心理学	ミネルヴァ書房	2003	〃

大 場 幸 夫(おおば さちお)

大妻女子大学学長・保育所保育指針改定に関する検討会座長（第1章主査）

略 歴 東京都立大学大学院人文科学研究科（心理学専攻）修士課程修了

都立伊豆長岡児童福祉園心理判定員

栃木県立保育専門学院専任講師

東京家政大学家政学部児童学科助教授

大妻女子大学家政学部児童学科教授

平成20年4月より現職

学 会 日本保育学会、日本発達障害学会、日本発達心理学会、日本社会臨床学会、こども環境学会

活 動 障害児保育巡回相談、NPO法人保育総合研究所

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
こどもの傍らに在ることの意味－保育臨床再考	萌 文 書 林	2007	単 著
育つ・広がる「子育て支援」	ス ペ ー ス 新 社	2003	編 著
保育実習	ミネルヴァ書房	2002	共編著
保育者が出会う発達問題－育ちと育ての日々（プロセス）	フ レ ー ベ ル 館	2001	共 著
障害児保育	ミネルヴァ書房	2000	共編著

民 秋 言(たみあき げん)

白梅学園大学・大学院教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員(第2・3章主査)

略 歴 東京教育大学大学院博士課程文学研究科社会学専攻修了

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷	萌 文 書 林	2008	単 著
改訂・保育者論	建 帛 社	2007	編 著
保育原理―その構造と内容の理解―	萌 文 書 林	2006	編 著
保育士のための自己評価チェックリスト	萌 文 書 林	2004	
子どもと人間関係―人とかかわりの育ち	萌 文 書 林	2000	
保育内容総論	萌 文 書 林	2000	

増 田 まゆみ(ますだ まゆみ)

目白大学教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員(第4・7章主査)

略 歴 保育園副園長を経て、小田原女子短期大学幼児教育学科勤務

平成16年より目白大学勤務

平成2年及び平成12年の保育所保育指針改定検討小委員

平成17年総合施設モデル事業評価委員

平成18年より保育所保育指針改定に関する検討会委員

学会等 全国保育士養成協議会現代保育研究所副所長、保育の友編集委員、日本ムーブメント教育・療法協会理事、日本保育学会、日本特殊教育学会、日本子ども家庭福祉学会、日本児童学会等

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
保育所保育指針解説	フ レ ー ベ ル 館	2000	編 著
保育者論	建 帛 社	2000	共 著
乳児保育	北 大 路 書 房	2005	編 著
乳児保育のポイント	全 国 社 会 福 祉 協 議 会	2005	〃
これからの保育者にもとめられること	ひ かり の く に	2006	共 著
保育実習	全 国 社 会 福 祉 協 議 会	2007	編 著

高野 陽(たかの あきら)

東洋英和女学院大学教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員（第5章主査）

略歴 金沢大学医学部卒業

母子愛育会愛育病院小児科、国立公衆衛生院母子保健部長を経て、国立公衆衛生院次長。1997年より現職及び恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部部長。

学会等 日本小児保健協会（学会）乳幼児健診システム委員会委員長、これまで3回の保育所保育指針の改訂に参加している。神奈川県児童福祉審議会委員。

主な著書名	出版社名	発行年	備考
母子保健マニュアル（改訂6版）	南山堂	2008	編著
小児保健	全国社会福祉協議会	2008	共著
子どもの栄養と食生活 改訂	医歯薬出版	2008	編著
保育保健活動の実際	全国社会福祉協議会	2006	編著
体調のよくない子どもの保育	北大路書房	2004	編著

網野 武博(あみの たけひろ)

東京家政大学教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員（第6章主査）

略歴 東京大学教育学部教育心理学科卒業後、厚生省児童家庭局児童福祉専門官、日本総合愛育研究所研究第五部長、調査研究企画部長、東京経済大学教授、上智大学教授を経て、現在、東京家政大学家政学部児童学科教授。

学会等 社会保障審議会委員

東京都児童福祉審議会委員長

全国ベビーシッター協会会長

日本福祉心理学会常務理事

日本子ども家庭総合研究所客員研究員

主な著書名	出版社名	発行年	備考
保育所運営マニュアル 3訂—子育て環境の変化と保育所の子育て支援	中央法規出版	2006	共著
これからの保育者にもとめられること	ひかりのくに	2006	共著
「幼保一体化」から考える幼稚園・保育所の経営ビジョン	ぎょうせい	2005	共著
家族援助論	全国社会福祉協議会	2004	共著
児童福祉の新展開(保育・教育ネオシリーズ)	同文書院	2004	共著
児童福祉学	中央法規出版	2002	単著

平成 20 年 3 月 28 日、改定保育所保育指針（以下「保育指針」）が公布された。

昭和 40 年に保育所保育のガイドラインとして制定された保育指針は、平成 2 年、12 年の改定を経て、この度三度目の改定となる。

今回の改定により、保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされた。また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされている。

改定保育指針は、1 年間の周知期間を経て、平成 21 年 4 月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にしながら、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。

1. 改定の経緯

(1) 保育所保育指針とは何か

- ① 保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの
- ② すべての子どもの最善の利益のため、全国の認可保育所が一定の保育の水準を担保するための仕組みである

ex ・児童福祉施設最低基準における保育環境、職員配置の基準・保育士資格

(2) 関係法令の改正等への対応

- ① 児童福祉法の改正(第 18 条の 4-保育士の保育指導業務の規定・国家資格化等)
- ② 次世代育成支援対策推進法の制定(地域における子育て支援活動の活発化等)
- ③ 社会福祉法の改正(第 75 条-利用者への情報提供の努力義務化等)
- ④ 教育基本法の改正(第 11 条-「幼児期の教育」の振興、就学前の教育の充実が課題)
- ⑤ 認定こども園制度の創設(平成 18 年創設、幼保の機能を一体化、幼保の役割の接近等)
- ⑥ 食育基本法の制定(平成 17 年制定第 20 条-学校、保育所等における食育の推進等)

(3) 子どもや保護者を取り巻く環境の変化

- ① 少子化・核家族化・都市化の進行
(家族・地域社会の変容、人との関わりの希薄化等)

- ② 子どもの生活や遊びの変容

(生活リズム、生活時間、食生活などの課題、直接経験の不足、子ども同士の関わりや子ども集団の衰退等)

- ③ 子育てへの不安感・負担感の増大、養育力の低下
(子育ての孤立化、児童虐待の増加)
- ④ ワークライフバランスと就労支援
(働きながら子育てをする家庭を支える地域の担い手等)

2. 改定に当たっての基本的考え方

(1) 告示化による規範性の明確化

- ① 義務・努力義務・奨励、配慮事項等
- ② 改正された児童福祉施設最低基準第35条に拠る
「保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める」→保育指針

(2) 指針の大綱化と原則性・明解性

- ① 大綱化により、基準として規定するものを基本的なものに限定し、保育所の創意工夫を促す
- ② 文言を精査し、簡潔でわかりやすい記述や表記となるよう工夫

(3) 保育所保育の構造化を図る

- ① 保育指針の内容の構造化
(第1章の記述がすべての章の根拠となる。各章の関連にも留意)
- ② 保育課程に基づく計画と実践・評価
(保育所の計画性、組織性を重視、計画-実践-評価-改善の連動による質の向上をめざす)

3. 改定の要点

(1) 保育所の役割の明確化

- ① 養護と教育を一体的に行うことを特性とする
(養護と教育の定義を明らかにする。保育所保育の特性や職員の専門性を発揮して行う)
- ② 環境を通して子どもの保育を総合的に行う
(環境との相互作用、応答性のある環境、計画的な環境構成や環境の再構成の重要性)
- ③ 保護者(保育所に入所する子どもの保護者に対する支援と地域の子育て家庭)への支援
(独立した章を設ける。保護者支援の基本を規定し、入所児の保護者支援を規定等)
- ④ 今日的な課題～社会的責任
 - 子どもの人権の尊重
(子どもの最善の利益への配慮、子どもの命や子育てを大切にす文化や価値観の醸成)
 - 地域との交流と説明責任
(次世代育成支援、世代間交流、保護者等への情報提供、説明責任・応答責任等)
 - 個人情報保護と苦情解決
(「個人情報の保護に関する法律」を踏まえる、苦情解決への組織的対応等)

(2) 保育の内容の改善

①発達過程の把握による子どもの理解

○誕生から就学までの長期的視野をもって子どもを理解する

○子どもの生活の連続性・発達に連続性に留意する

②養護と教育が一体的に行われる保育の特性

○保育の内容を具体的に把握するための視点としての養護と教育

○環境を通して行う保育(環境との相互作用・保育環境構成の重要性)

○養護に関わる内容(生命の保持・情緒の安定)、教育に関わる内容(5領域)の個別性と
関連性・総合性

○心身の育ちへの配慮(健康な体・自己肯定感・自我の育ち・自己発揮と他者受容)

○人との相互的な関わりへの配慮(人と関わる力を育てる環境・協同的遊び・葛藤の経験)

○個と集団を共に育てること

③健康・安全のための体制充実

○子どもの健康増進、疾病への対応、衛生・安全管理における施設長の責任の明確化

○保育士・看護師・栄養士の専門的対応の重要性

○不適切な養育や虐待防止への早期対応の重要性

(関係機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画)

④小学校との連携

○顔の見える連携・交流・相互理解(保育所の子どもと小学生、保育士と教員等)

○市町村等の幼保小連携事業による交流や共同研究等

○子どもの育ちを支える資料「保育所保育要録」の作成と小学校への送付

(3) 保護者支援

①保育所の保護者支援の役割の明確化

(保育所の特性を生かした支援と保育士の専門性の発揮)

②保護者との関係構築と保護者の養育力の向上に資する支援の重要性

③地域の人、場、機関などの資源の活用とそれらをつなげる支援

(4) 保育の質を高める仕組み

①保育所保育指針の位置付けとそれに基づく根拠(エビデンス)のある保育の展開

②保育課程による保育所の全体像の把握と具体的実践

(保育課程の編成—指導計画の作成—保育の記録—自己評価—計画の再構成、児童票の作成、保育所児童保育要録の作成などの連動、一貫性をもった取組)

③保育士等の自己評価と保育所の自己評価

(保育士等の自己評価—保育の着眼点を持つ、保育の過程を振り返ることの重要性等

保育所の自己評価—保育士等の自己評価を踏まえ職員の共通認識・共通理解を図る)

4. 保育所における質の向上のためのアクションプログラムについて

(1)趣旨

保育指針改定を踏まえ、保育現場での質の向上のための取組を支援するための国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画

(2)実施機関

平成20年度から平成24年度までの5年間

(3)概要

- ①保育実践の改善・向上(自己評価ガイドラインの作成など)
- ②子どもの健康・安全の確保(保健対応の明確化、看護師などの専門職員の確保など)
- ③保育士の資質・専門性の向上(研修の体系化の推進・施設長の資格化など)
- ④保育の質を支える基盤の強化(保育環境の改善と財源確保など)

(4)地方公共団体での策定の推奨

- ①アクションプログラムにおいて、地方公共団体が行うことが望ましいとされている次項について、積極的に取り組む。
 - 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
 - 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
 - 特別の支援を要する子どもの保育の充実
 - 保育所の研修内容の充実、外部講師の活用など研修体制の整備
 - 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
 - 保育環境の改善・充実
- ②各地域の実状を踏まえ、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することが望ましい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく、行動計画と一体的に策定することも可能である。

保育所保育はこれまで長い間、子どもの育ちを支え、子育て家庭を支える役割を果たしてきた。そしてこの役割が今日ますます必要とされる状況にある。保育所保育は、家庭や学校と緊密に連携し協働し合うようなおとなと子どもが共に生きる新たな生活モデルとして、その重要さを一層増している。そういう時代においても、これまでの保育指針が大事にしてきたように、児童福祉の理念に基づき子どもの人権を擁護し、日常生活のなかで子どもの最善の利益を護るという具体的な目標と方法は、今回の改定に際しても継承する姿勢を変えてはいない。そのことは、いかなる理由によっても歪められたり排除されたりさせてはならない保育の理念である。ゆえに、保育指針の改定においても、保育所は保育を必要とする子どもと家庭の支援を主たる目的としている。その意味で、保育に欠ける状況にある子どもと家庭を、もっとも優先的に受け入れ支援する考え方を保持している。もちろん、なにが保育に欠けることかは、時代社会あるいは文化の変容という流動的な現実には照らし柔軟な対応が必要であることは言うまでもない。各保育所は、保育を通して子どもの家庭を支援し、子どもが主体的に生きる生活の場として機能するために、専門職である保育士やその他のスタッフが支え合い、組織としての現場の力が必要になる。

1. 趣旨

保育指針は児童福祉施設最低基準第35条に基づく。その35条が今回の保育指針の改定に伴い、「保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める」と改定されている。このことが示すように、保育指針は厚生労働大臣告示として定められた。このように改定された指針は「保育所における保育の内容に関する事項」と「保育の内容に関連する運営に関連する事項」を規定することを明らかにしている。さらに、保育指針の目的として、各保育所は保育指針を踏まえ、創意工夫を図り、保育の機能及び質の向上に努めなければならないことも明らかにした。各保育所はこの指針に規定されている基本原則を踏まえ、また各保育所の実情を踏まえて、保育の創意工夫を図ることが求められている。今回の改定では、その保育所の役割について総則の冒頭に明記された。

2. 保育所の役割

保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。そのためには、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないこととして明らかにしている。この生活の場ということだが、今回の指針の文中に置かれたことを、見過ごしてはならない。なぜなら、そこが子どもの生きる現場であり、人間形成の基礎となる。

特に下記のようなことがらを十分に踏まえることが必要になる。すなわち、保育所保育は、保育に関する専門性を有する職員(保育士等)により、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえて、環境を通して行う保育を目指す。その保育の内容が、養護及び教育を一体的に行うところに保育所保育の特性が示された。その取り組みには、家庭や地域の様々な社会資源との連携によ

り、入所している子どもの保護者への支援と地域の子育て家庭への支援の双方を丁寧に行うように配慮をしていくことになる。

(1) 保育所保育の目的

キーワード①子どもの最善の利益

②最もふさわしい生活の場

(2) 保育所の特性

キーワード①専門性を有する職員による保育

②家庭との連携

③発達過程

④環境を通して行う保育

⑤養護と教育の一体性

(3) 子育て支援

- ・入所する子どもの保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援
- ・児童福祉法第 48 条の 3 により保育所の努力義務
- ・児童虐待防止の観点からも重要なこととして位置づけられる

(4) 保育士の専門性

①子どもの発達に関する専門的な知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術

②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術

③保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していくための知識・技術

④子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術

⑤子どもの同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術

⑥保護者への相談・助言に関する知識・技術

これらの専門的な知識と技術を有効に活かすためには、保育士に倫理観に裏付けられた「判断」が強く求められる。保育士の専門性はこうして知識・技術・判断によって行われるように、日頃から実践の省察と専門的な研鑽が求められる。

3. 保育の原理

「保育の原理」とは、すべての保育所が共通に理解し認識しなければならない「子どもの保育に携わる者の原理原則」である。保育所の役割が重要であることを考えるなら、保育の目標を設定しそれを達成するために、組織として全職員が子どもの状況、家庭の実情、保育の環境などに留意しながら共通理解のもとに実践を重ねることが必要になる。

(1) 保育の目標

目標ア：子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期で、その生活時間の大半を過ご

す場。そのため、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指す。

○養護に関わる保育の目標

○健康・人間関係・環境・言葉・表現に関わる保育の目標

これらの具体的目標に基づき、保育士等の配慮すべき事項

→環境を通して行う保育

*様々な環境の相互的な関連に留意し、計画的に環境を構成する

*子ども自らが関わる環境、安全で保健的な環境、温かな親しみのある場、生き生きと活動できる場、人との関わりを育む環境

目標イ：「入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして援助に当たる」

○一人一人の保護者の状況や意向を理解、受容し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する

キーワード①養護と教育の目標

②保護者支援の目標

(2)保育の方法

目標を達成するために保育士等が配慮すべきこと(以下、いずれもキーワード)

- ア. 子どもの状況の把握、子どもの主体尊重
- イ. 健康・安全、情緒の安定した生活での自己発揮
- ウ. 発達過程、子どもの個人差
- エ. 子どもの相互関係、集団の活動
- オ. 生活や遊びを通しての総合的な保育
- カ. 保護者支援の方法

(3)保育の環境

保育所は、人や物や場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。(以下、いずれもキーワード)

○環境を通して行う保育の重要性

- ア. 子ども自らが関わる環境
- イ. 安全で保健的な環境
- ウ. 温かな雰囲気と生き生きとした活動の場
- エ. 人との関わりを育む環境

4. 保育所の社会的責任

地域におけるもっとも身近な児童福祉施設としての役割への期待は大きい。それはまた専門職としての保育士などがもつ経験は知識・技術・判断の蓄積への期待でもあり、それだけに保育所の社会的な責任も当然重くなる。そのため、遵守すべき事項が規定されており、これによって、保育所が地域のいわば共有財産として広く利用され活用されるように道は開かれた。(以下、いずれもキーワード)

- ① 子どもの人権の尊重
- ② 地域社会交流と説明責任
- ③ 個人情報の保護と苦情解決

いうまでもなく、子どもを健やかに育てる（発達をはかる）ことは、保育所保育の大切な役割である。この章では、子どもが健やかに育つ（発達する）とはどういうことか、その考え方・捉え方について書かれている。必要に応じて具体的な説明も加えている。

はじめに基本的な視点について4点整理しておこう。

a 8つの発達過程区分

保育所保育指針では、子どもの育ち（発達）を8つの発達過程区分を設けることによって説明している。保育所での（6年間にわたる）生活を通して育つ、発達の道筋（すじみち・プロセス）を8つに分けて、その過程を扱っているのである。（後述2参照）

ここにいう発達過程区分は、子ども一人一人には、その子なりの育ち（発達）の道筋がある、という基本的な考え方に立っている。

b 育ちの総合性

子どもの育ち（発達）は、様々な遊びや生活体験が相互に関連し、積み重ねられていくことにより促される。また、それまでの体験（生育歴も含めて）を基にして、いまある環境に働きかけ、環境との相互作用を通して育っていくものである。

c 育ち（発達）の連続性

子どもの育ち（発達）には、「連続性」という視点も欠かせない。

この連続性は、次の2つのポイントからの検討が欠かせない。一つは、保育生活（6年間）での育ち（発達）は、決して断続的なものではなく、さきの発達過程区分ごとに連続していつていることである。併せて、保育所での育ちは、小学校での生活や教育にもつながっていく、という時系列的な連続性である。二つは横のつながりであり、保育所の生活は家庭や地域生活と同時的に連続性をもっている、ということである。

d 心情・意欲・態度と生きる力の基礎

保育所保育を通して育つものは様々あるが、保育所保育指針では、「発達」を、端的に言えば、子どもが心情・意欲・態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程と捉えている。生涯にわたる生きる力を培うことも課題とされる。

1. 乳幼児期の発達の特性

(1) 人への信頼感が育つ

子どもは大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。この信頼感を心の拠りどころとして働きかけの対象を広げ、周囲の大人や子どもと共感したり、楽しんだりするなかで情感も豊かに育っていく。

(2) 環境への関わり

子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。したがって、子どもが興味や関心を持ち、思わず関わってみたくなるような物や人、事柄、雰囲気が必要となる。

(3) 子ども同士の関わり

さきの大人との信頼感を基にして、子ども同士の関わりを持つようになる。そのやり取りの中で、次第に自分とは異なる相手の気持ちを理解し、社会性も身に付けていく。

(4) 発達の個人差

幼児期は、同じ年齢や月齢であっても一人一人その興味や関心は様々で、身体の特長や発達の足取りなども同じではなく、個人差には大きいものがある。

(5) 遊びを通して育つ

子どもにとって、遊びには人として成長していくためのあらゆる要素が含まれている。遊びは主体的な活動である。はじめは一人遊びだが、次第に集団遊びへと発展していく。その過程で自己主張と併せて仲間意識を芽生えさせ、仲間集団の中で個を成長させていくのである。

(6) 生きる力の基礎を培う

乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期である。多様な経験をもとに、豊かな感性や好奇心、探究心や思考力などが養われ、また、探求心や認識力の基礎も養われていく。これらが、生涯にわたって主体的に生きていくために必要な力の基礎になる。

2. 発達過程

保育所保育指針では、保育園生活（6年間にわたる）を通しての子どもの育ち（発達）を、8つの発達過程区分を設けて捉えようとしている。はじめにしっかりと理解しておくべきことは、これは、すべての同年齢の子どもの均一的な発達過程ではなく、一人一人の子どもの発達の過程であることである。

たしかに、子どもの発達には、一定の順序性と方向性が等しく認められる。ただ、すべての子どもが同じペースで、その順序性や方向性を辿っていくわけではなく、それぞれ一人一人の子どもが、自ら持つ条件（個人差）のもとで、発達の順序（発達過程区分）を辿って進んでいくのである。したがって、個別のかつ長期的視野を持って援助していくことが大切となる。

8つの発達過程区分はつぎのとおりである。

[I] おおむね6か月未満（著しい発達、特定の大人との情緒的な絆）

[II] おおむね6か月から1歳3か月未満（運動発達—座るから歩くへ、活発な探索活動、愛着と人見知り、言葉の芽生え、離乳の開始）

[III] おおむね1歳3か月から2歳未満（行動範囲の拡大、象徴機能と言葉の習得、周囲の人への興味・関心）

[IV] おおむね2歳（基本的な運動機能、言葉を使うことの喜び、自己主張）

[V]おおむね3歳（運動機能の高まり、基本的な生活習慣の形成、言葉の発達、友だちとの関わり、ごっこ遊びと社会性の発達）

[VI]おおむね4歳（全身のバランス、身近な環境への関わり、想像力の広がり、葛藤の経験、自己主張と他者への受容）

[VII]おおむね5歳（基本的な生活習慣の確立、運動能力の高まり、目的のある集団行動、思考力の芽生え、仲間の中の人としての自覚）

[VIII]おおむね6歳（巧みな全身運動、自主との協調の態度、思考力と自立心の高まり）

子どもの発達にはこのように8つの過程区分が設けられ、それは一般的には[I]→[II]・・・→[VII]→[VIII]という順序性や方向性をもって進んでいく。しかし、子ども一人一人が皆、同じコースを辿るとは限らない。速かったり遅かったり、また、行きつ戻りつしたりするケースも決して少なくない。

さらに、一人一人の子どもについても、注意すべき点がある。それぞれの区分に「おおよそ」と付けているのは、一人の子どもが必ずこの年（月）齢に見合う育ち（発達）（カッコ内の内容）をすることは限らないことである、例えば、[III]に要する期間が長く、[IV]が短くすぐに[V]に移る、というプロセスなども十分にありうるのである。

保育所において、子どもが自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験（体験）や活動が積み重ねられ、健やかな育ち（発達）をはかるためには、この章にみる保育の内容の充実が課題となる。

「第3章 保育の内容」は、前にみた「第2章 子どもの発達」を踏まえ、かつそれとつきあわせつつ、そして、それをもとにして次の「第4章 保育計画」が作成されるというつながりをもっている。

保育の内容は、そのしくみから見ると、「ねらい」と「内容」とに分けられる。「ねらい」は、第1章で述べた「保育の目標」を具体化したものであり、これがさらに「内容」においてより具体化されて扱われていくのである。

つぎに、「保育の内容」は「養護と教育」の2つの側面をもち、これが「一体」となって保育が進められていく。「保育所は、その目的を達成するために・・・環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている」と第1章総則にもあるとおりで、保育所保育の一番の特性は「養護と教育が一体となって」保育が展開されるところにある、といえるであろう。

養護とは、子どもの「生命の保持及び情緒の安定を図る」ために保育士等が行う援助や関わりであり、教育とは、子どもが健やかに成長するための活動や体験がより豊かに展開されるための発達の援助である、健康・人間関係・環境・言葉・表現の五領域から構成されている。

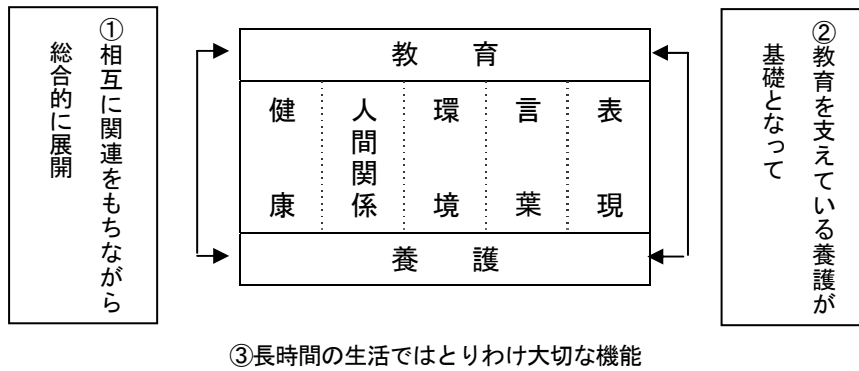
この養護と教育とは、生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら総合的に展開されるという意味で「一体」であるといえる。より具体的には養護が基礎となって教育を支えている、という構造を示す。すなわち、生命の保持と情緒の安定がはかられてこそ（保障されてこそ）、五つの領域にみる育ちが可能となる。その意味で養護と教育が「一体」とならなければならないのである。（図1参照）

また、養護は、「保育に欠ける」子どもが長時間過ごすときに、とりわけ配慮されなければならない機能（はたらき）である。

なお、教育は前の章でみた子どもの育ち（発達）をはかるための援助である。具体的には「心情・意欲・態度」を習得することであるが、本章の各領域に書かれている「ねらい」「①・②・③」の3つは、おおむねそれぞれに該当するはずである。五領域における「内容」では経験（体験）や活動が記述されているが、その活動や体験そのものが保育では、育ち（発達）として捉えられるのである。心情・意欲・態度を習得するための具体的な活動や体験なのである。そして五領域は、したがって子どもの育ちをみる窓口といえよう。教育とは、それを援助するはたらきをさすのである。（図2参照）

また、これらの養護と教育は、さきの8つの発達過程区分ごとに捉えられるべきものである。（今回の改定では、大綱化がはかられているため、そのようには示されていない）。

図表 1. 養護と教育



最後に、「保育の内容」については、各保育所がもつ様々な条件に従って創意工夫が凝らされ、独自性をもつものとして編成されるべき性格のものである。そのもとで子どもの生活と遊びが豊かに展開していくことが求められるのである。

図表 2 [ねらい・内容] からみた養護と教育

		養 護	教 育
ねらい	保育の目標をより具体化したもの	子どもが保育所において安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育士等が行わなければならない事項	子どもが身につけることが望まれる心情・意欲・態度などの事項
内容	ねらいを達成するため[具体化したもの]	子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項	保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項
		子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり	子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、五領域から構成される

1. 保育のねらい及び内容

(1) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい (4項目)

イ 情緒の安定

(イ) 内容 (4項目)

(2) 教育に関わるねらい及び内容

教育は、子どもが心情・意欲・態度を身に付けるための援助であり、五領域からみた子どもの育ち(発達)のための援助を指している。

- ア 健康 (健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う)
- イ 人間関係 (他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う)
- ウ 環境 (周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それを生活に取り入れていくようにする力を養う)
- エ 言葉 (経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くようにする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う)
- オ 表現 (感じたことや考えたことなどを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする)

上記ア～オ五領域にそれぞれ(ア)ねらいが3項目ずつ、そして(イ)内容が約10項目ずつ示されている。

2. 保育実施上の配慮事項

上記のように、養護は保育士等が行わなければならない事項について述べ、教育は主として子どもの経験や活動を五つの領域ごとに述べている。ここでは、そうした養護や教育を実施するために必要とする配慮事項を整理しているのである。保育士等がねらいや内容を柔軟に取り扱うための配慮事項である。

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

ここでは、個人差を踏まえ、一人一人の子どもの気持ちを受け止め援助することをはじめ、保育の基本というべきものを全6項目にわたっての配慮を示している。

これに続いて、大きく3つの年齢枠で捉えた保育(養護や教育)の配慮をより具体的に示している。大綱化により、ねらいや内容を発達過程区分ごとに記述されていない。それだけに保育実践において、つぎの配慮事項はとりわけ重要であろう。

(2) 乳児保育に関わる配慮事項(5項目)

(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項(6項目)

(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項(9項目)

保育所保育は、いうまでもなく、子どもが生涯にわたる生きる力の基礎を培い、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培い、そして、小学校以降の生活や学習の基礎を培うわけであるから、上記の事項は十分に配慮されなければならない。

保育所における保育は、保育の目標を達成するために、第2章（子どもの発達）、第3章（保育の内容）に示される子どもの発達の基本的な考え方や保育の内容等の理解に基づき、**発達過程**に基づく計画性のある保育を実践することが求められる。保育は、計画、実践、評価、改善という一連の保育の過程の中で、常に、**子どもの最善の利益**に配慮して、**保育の質**を高めていくために、全職員が**協働**して取り組むことが重要である。こうした保育の取り組みにより、一人一人の職員の人間性や専門性の向上が図られるとともに、**保育所の組織性**や専門性が高まり、第1章（総則）に示される保育所の役割と社会的責任を果たすことになる。

第4章「保育の計画及び評価」を理解するにあたって、改定保育所保育指針のキーワードの中から「子どもの最善の利益」、「発達過程」、「保育の質」、「協働」、「保育所の組織性」に視点をあてて、保育指針を構造的に理解できるように、講義を展開する。

1. 保育の計画～保育課程・指導計画

●子どもの主体性の尊重と計画性のある保育

保育の基本は、子どもの主体性を尊重し、生活や育ちの連続性に配慮した、一貫性のある計画と柔軟な展開が求められる。

●保育計画から保育課程へ

「保育課程」は、保育所保育を包括的にとらえる、新たな概念として用いられ、全職員が発達過程等を共通理解し、生活や発達の連続性に配慮した保育を実践するよう、さまざまな計画の上位にあるものとして位置づけている。

すなわち、現行保育指針の全体計画としての「保育計画」から変わった「保育課程」は、入所児童のすべてを対象とし、保育理念・保育目標・保育方針のもとに、生活する時間や期間のいかんにかかわらず、就学前の子どもに共通する発達の過程を示すことになる。第2章に示される発達過程を踏まえ、第3章に示されるねらい及び内容等を理解し、各保育所で、保育課程に具体的なねらいや内容等をどのように編み込んでいくかを検討することが求められる。

その際、子どもの最善の利益を第一義にし、家庭や地域の状況等多様な側面に目を向けるとともに、延長保育、夜間保育、休日保育等も含めて、子どもの生活全体をとらえて生活の場としての保育所の保育をデザインすることになる。そこで、各保育所の実態に基づき、発達過程の区分や、盛り込むねらいや内容等も、保育の基本をおさえた上で創意工夫し、独自性を発揮した編成が期待されるのである。

●指導計画の作成と展開

保育課程に基づき、長期また、短期の指導計画等が作成され、保育が展開していく。指導計画作成の基本的な考え方は、現行指針を踏襲し、子ども一人一人の育ちの理解、具体的なねらいと内容の設定、環境の構成、予想される子どもの活動、保育者の援助等の要

素を仮説として描くのが指導計画である。

● 指導計画作成上、特に留意すべき事項

指導計画作成に当たっては、発達過程（3歳未満児、3歳以上児、異年齢の編成による保育）に応じた指導計画を作成することが大切である。また、保育所機能が拡大・深化している中で、長時間にわたる保育（生活リズム・家庭との連携・職員の協力体制）、障害のある子どもの保育（個別の指導計画と支援計画・職員相互の連携・家庭との連携・地域や専門機関との連携）、小学校との連携（連携のあり方・子どもの育ちを支える保育所児童保育要録）・家庭及び地域社会との連携等、生活や発達の連続性に配慮して、指導計画を作成することが求められる。

○ 小学校へ、子どもの育ちを支える資料「保育所児童保育要録」を送付する

保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくことは、保育所の重要な役割である。解説書に例示される様式を参考にしながら、各市町村が、関係者で検討して、目的に合致したよりよいものを作っていくことが期待される。

2. 保育の内容の自己評価

● 保育の省察・評価と保育の質の向上

保育は、計画、実践、省察、評価という循環により改善され、質の向上が図られていく。多様な職種や勤務体制の職員で構成される保育所での保育は、職員相互の協働、保護者と職員との協働、様々な地域の専門機関等との協働により展開していく。こうした保育を振り返り、評価（保育士及び保育所の自己評価とその公表）する際、重要なのは、個々の保育者が主体的に取り組み、継続的に評価し、次の保育に向けて改善を図り、保育の質を向上させることである。

● 保育士等の自己評価

保育士等の自己評価の視点として、「子どもの育ちをとらえる視点」と「自らの保育をとらえる視点」が存在する。自己評価は、個別に行うだけでなく、保育実践について、保育士等が仲間と相互に理解し合うこと、カンファレンス等により、保育のよさや課題の発見につながっていく。こうした自己評価の積み重ねにより、自己評価が保育の質の向上や、職員間のチームワークの向上を図り、組織としての専門性を高めることにつながっていることを実感するようになる。やらされる、やらなければならない評価から、主体的に取り組む評価へと変容していくことが期待される。

● 保育所の自己評価

保育所の自己評価は、保育者個々の自己評価に基づき、各保育所が、創意工夫していることと共に、保育理念・保育方針・保育目標の実現に向けた実践について、さまざまな課題を組織として把握することになる。具体的な評価の観点や項目を考えることは、保育の質の向上のために、また保育所の機能を果たすために必要である。

保育課程に基づく指導計画等による保育の状況を職員間で共有し、また、保護者や地域へさまざまな方法で公表し、情報提供することが、保育所の説明責任を果たすことになる。

● 保育所の自己評価の観点

保育所に期待されている具体的な役割や機能は、その地域の社会資源や保育ニーズに応じて異なり、保育の目標や成果も、それぞれの保育所の設置・運営体制や職員規模、子どもや保護者の状況などによって違ったものとなる。自己評価を行うに当たっては、そうした地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目を設定する必要がある。

保育士等の自己評価などで課題となっていることを、短期間にすべて改善しようとするのではなく、課題の重点化を図った上で、期あるいは単年度から数年度の間で、実現可能な計画のなかで進めるようにする。つねに適切かつ実現可能な評価となるように、評価の観点や項目は、評価に関する様々な情報を収集するなどして見直すことが大切である。評価の観点や項目を設定するさい、既存の評価項目を参考にすることも有効であり、一つの方法として、第三者評価基準の評価項目の中から必要なものを選定したり、独自の評価項目をつくるなどして、各保育所にふさわしい項目となるようにしていく。

● 保育所の自己評価の方法

自己評価は、一年のうちで保育活動の区切りとなる適切な時期を選んで行うようにする。日頃から保育実践や運営に関する情報や資料を継続的に収集しておくことが求められる。資料は保育記録をはじめ、保育所が実施した様々な調査結果、あるいは保育所に寄せられた要望や苦情等も含まれる。

自己評価の結果については、具体的な目標や計画、目標の達成状況、課題の明確化、課題解決に向けた改善方策などを整理する。自己評価の結果を検討することで実績や効果、あるいは課題を明確にして、さらに質を高めていくための次の評価項目の設定などに生かすようにしていく。

● 自己評価の公表

自己評価の結果を公表する意義は、保護者や地域社会に対して保育所で何をやっているのかを明らかにすることで社会的責任を果たすことにある。どのように公表するか、それぞれの保育所で判断し、工夫することが求められる。園だよりやホームページへの掲載や懇談会等直接口頭での報告などさまざまな方法がある。自己評価結果の公表や情報提供によって、自らの保育とその運営について、保護者や地域との継続的な対話や協力関係づくりをすすめ、信頼される開かれた保育所づくりに役立てていくことが期待されている。

3. 保育所保育指針における「保育の計画と評価」の位置づけと課題

保育所の役割とその社会的責任が拡大・深化した状況の中で、改定保育所保育指針のキーワードは、**保育の質の向上**である。保育の質の向上の基盤となるのは、保育の担い手である**職員の資質向上**であることは言うまでもない。**子どもの最善の利益を考慮**した、人権に配慮した保育を行うために、保育所という組織が、施設長や主任保育士等のリーダーシップのもとに、一人一人の職員の資質向上と、保育の専門施設として、その**組織性・専門性**を高めていくことの意義とその方法について、理解を深めることが求められる。

第7章「職員の資質向上」を理解するにあたって、改定保育所保育指針のキーワードの中から「子どもの最善の利益」、「保育の質の向上」、「協働」、「保育所の組織性・専門性」、「創意工夫」に視点をあてて、構造的に保育指針を理解できるように、講義を展開する。

●職員の資質向上が求められる背景

児童福祉施設最低基準第7条の2には「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、施設長を含めた職員の質の向上について規定されている。

平成10年4月に児童福祉法が改正され、保育所は措置制度から利用者が選択できる方式に変わり、また、保育ニーズの多様化に対応するため特別保育が実施されるとともに、家庭や地域の養育機能の低下により、入所している子どもの保護者への支援及び地域における子育て支援を行うことが、努力義務となったのである。さらに、平成15年からは保育士が法定資格となるとともに、子どもの保育と保護者への保育に関する指導が保育士の業務とされている。

このように保育所の役割や社会的責任が高まる中で、各保育所が保育の質の向上を更に目指す必要性がでてきたのである。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項

●保育所職員に求められる専門性と人間性

保育所保育においては、職員が子どもを大切に思い、子どもの気持ちを受けとめて保育を行い、保護者や地域への子育て支援を行っていくためには、様々な知識と技術及び適切な判断が求められる。保育士の専門性は第1章（総則）で規定されているが、子どもの保育と保護者の援助を行うためには、すべての保育所職員に専門性が必要である。

同時に子どもの最善の利益を考慮して保育するためには、職員の間観、子ども観などの総体的なものとして現れる人間性や、保育所職員として自らの職務を適切に遂行していく責任に対する自覚が必要である。

また、特に高い倫理性を求められ、一人一人の職員が備えるべき知識・技術や判断及び人間性は、日頃の保育における言動の全てを通して表出するものである。職員が持つべき倫理性の具体的な内容については、職種により関係団体において倫理綱領などが定められている。（保育士資格の法定化を機に「全国保育士会倫理綱領」が定められている。）

●職員の共通理解と協働性

○保育所職員としての成長

保育所がその責務を十分に果たすために、職員が互いに協働し、組織の一員としての役割を担うことが期待される。

○組織性を高めるための条件

保育所の専門性は、組織の理念や方針等の共通理解、個人の主体性や意欲、職員間の信頼関係と協働性、評価や研修等の計画的実施などの要素によって向上する。

保育所が掲げている理念や方針について、職員全員が共通認識を持つことが大切である。理念や方針について理解が深まることにより、個人の主体性や意欲が向上し、自ら考え判断するようになる。職員の間目指す目標が共有されることで、職員の協働性が高まっていく。

施設長や主任保育士をはじめとするリーダー的立場の職員が常に組織としての役割や使命、目標や将来展望を、職員だけではなく保護者や社会に対して表明する必要がある。

○保育の内容や職務内容の共通理解

職員間の連携による保育を実践するためには、保育の内容全体を各自がよく理解し、毎年作成する事業計画、保育課程や指導計画のほか、実践や評価に関する記録など、共通理解を持つ機会を計画的に設けるようにする。

さらに、子どもの保育及び保護者支援は、保育所の方針のもとに職務分担やクラス担任配置等によって計画的、組織的に実施される。その際、職員同士がそれぞれの職務内容について理解し合うことで、それぞれの専門性を発揮した職員の協力体制が可能となる。

職員が共通理解を深め、相互の信頼関係が強まることで、自らの実践への自己評価や研修、自己研鑽への意欲が高まり、子どもの最善の利益の実現のために、組織として高いモチベーションを共有した職員が、保育所全体の保育の質を高めることにつながる。

●喜びや意欲をもって保育に取り組むために

○信頼関係の中で育まれる職員の喜びや意欲

職員の意欲や主体性は、職員間や子ども・保護者との間に信頼関係が形成されていく中で育まれる。その信頼関係の中で培われる職員の意欲や主体性が、相互の学び合いや育ち合いを支え、実践への原動力となり、それがまた保育の質を高めていくという好循環をつくっていく。子どもの最善の利益のために、創意と工夫を惜しまない職員の意欲や情熱は、保育所と保護者との信頼関係を深め、職員と保護者が共に、子どもの育ちを喜び合うことにつながる。

○保護者との信頼関係

職員と保護者がお互いに信頼し、協力し合うためには、職員は保護者の意向を的確に把握する必要がある。この保護者の意向を把握することは、保護者の要求を全て受け入れることではなく、保護者の我が子に対する思いや保育所に対する期待を把握し、尊重した上で、子どもの最善の利益を第一義にした「共に育て合う保育」を行うことである。

保護者との協力体制を築くためには、日頃から保育理念や保育方針、保育内容・方法を様々な機会を通して情報提供するとともに、保育参観のほか保育参加、個別面談などを実施すること

も有効である。

○自己研鑽と仕組みとしての研修体制

自己研鑽とは、職場内での共通の目標の実現や達成のために、いま自分に見出せないものや足りないものを主体的に探したり、あるいは課題を解決するために必要なことを努力したりすることである。職員が保育に意欲や喜びを持って取り組むためには、組織としての目標を明確に定め、職員一人一人の意欲や努力を支え、促進させる仕組みが必要となる。ここに施設長の責務として研修体制構築の必要性が出てくる。

2. 施設長の責務

保育所は専門性を有する職員によってその業務が遂行されることから、職員の資質向上のための環境の確保は施設長の役割の一つである。保育士等が持つ基礎的理論や技術を、実践を通して高め、保育所組織の中で発揮される専門性をさらに向上していくことが求められる。施設長は施設の研修の体制とその結果を自己評価し、改善、向上させていくことが望まれる。

●施設長の責務とその専門性の向上

施設長は、第1章から第6章までの内容を踏まえて保育所を運営するために、保育の実施と運営上の根拠となる法令、基本的な関連法令や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要である。

第1章（総則）で示された保育所の役割と社会的責任を適切に果たすために、施設長は自己評価や保護者の苦情解決などを通して、保育の質の向上を図るとともに、地域住民に対して保育所に関する情報を提供することが求められる。

施設長は、保育指針に示される原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を考慮した保育の質の向上を図り、その社会的使命と責任を果たすよう、組織の長としてのリーダーシップを発揮することが肝要である。

●職員の自己評価及び保育所の自己評価と連動した保育の改善

研修が保育に役立つものとなるように、研修の成果を保育所の自己評価サイクルと連動させ、保育士等の自己評価や保育所の自己評価の結果から、明らかになった課題について、研修として盛り込むようにする。

この研修計画の作成に当たっては、一人ひとりの職員の持つ資質や専門性を分析するとともに、経験年数や本人の意向等も考慮し生涯教育として計画的に実施することが大切である。保育士等の自己評価やライフステージに合わせた研修計画が期待される。

●研修体制の確立と自己研鑽への援助・助言

○研修体制の確立と実施

施設長のリーダーシップのもと、研修に関する保育所としての基本的姿勢を明確にして、体系的・計画的に取り組むようにする。基本的姿勢を確立させながら、個人別の研修計画や施設全体の計画を作ることを目指し、研修の成果と課題に基づき、次の研修計画に反映させる。

○施設長や主任保育士等のリーダーシップ

施設長や主任保育士などリーダー的な立場の職員は、職員の学びたいというその意欲を大切にし

ながら、指導や助言をする。また一人一人の職員が直面している問題、あるいは挑戦しようとして臨んでいる課題などを把握し、その上で、問題や課題の内容と職員の力量の両方を踏まえ、適切な研修内容や手段を提供し、助言を行う。

3. 職員の研修等

● 専門性を高める研修

○ 望ましい研修像

保育所の職員の研修においては、1)職員の意欲が向上し主体性が尊重されること、2)一人一人の学びの深まりにつながっていること、3)職員間の連携が密であること、4)日々の実践に生きるものであること、などが求められる

職員配置など、保育条件が厳しい状況の中で、施設内での研修を中心に、派遣研修や自己啓発の支援がそれぞれの努力と工夫によって展開されている。

研修の形態としては、職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己啓発支援（SDS）があり、また、研修方法は、多種多様で、講義、演習、質疑応答、グループ討議、ワークショップ、研究発表、事例検討、読書会、共同研究などがある。

● 学び合いの環境づくりと保育所の活性化

○ 子どもの福祉の増進のための学び

職員は子どもとの生活や保護者との対話をはじめ、地域の主任児童委員や民生委員との情報交換、専門機関との事例検討、子どもの就学先や地域の学校との連携、地域の子育て支援活動、養成校の実習生受け入れ、学生や社会人のボランティア体験、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワーク作りなど、子どもの最善の利益への思いによって結ばれており、地域で生まれ育つ子どもの福祉増進に貢献しているのである。

○ 「育ち」「育てる」ことのために

保育所の生活の中で、子どもは遊びを通して学び、保護者は子育てを通して学び、職員は仕事を通して学んでいる。保育所職員は、その専門性や人間性を発揮して、子どもとの生活を、その生活を通して、常に子ども一人一人にとって何が最善なのかを第一に考えて、より望ましい生活へ高めていくために、常に学び続ける存在である。

様々な人との共生を求め、子どもの最善の利益に配慮した保育と子育て支援の実現が保育所には求められる。職員が保育所で働くということは、保育を通じて、その価値を共有する社会を実現しようとする文化的な営みに参加しているといえる。

このように保育所は、地域で生活をともにする人々の学び合いの場であり、子どもの最善の利益を第一に考える生活の価値を創造する場でもある。職員一人ひとりが主体的に学び合う者として存在することにより、保育所は活性化し、質の高い保育が実現していく。

保育所は人が「育ち」「育てる」という人類普遍の価値を共有し、継承し、広げることを通じて社会に貢献していく重要な場である。

4. 保育所保育指針における「職員の資質向上」の位置づけと今後の課題

子どもの健康と安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育においては極めて重要な事項である。保育現場は、個としての子どもの生活の場であると同時に、乳児期から就学前の幼児期に至る年齢にまたがる子ども集団の生活の場である。保育における健康と安全は個と集団を視野においた活動でなければならず、家庭との大きな差異があることを認識する必要がある。健康の問題は、疾病異常に関するだけでなく、基本的には子どもの健康の保持増進を図ることが大切である。また、子どもが健康で過ごしていることは、家族にとっては何よりも大きな子育て支援であるので、これに基づいた保健活動が期待される。また、今日は、産休明けからの乳児期の保育、病児・病後児の保育、障害のある子どもの保育等、保育ニーズの多様性に伴う保健の必要性が強調される時代になっている。

1. 子どもの健康支援

(1)子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

- a. 把握の意義：子どもの健康状態と発育・発達状態と適切に保育の実践。保育の原点。
把握による保育の評価、不適切な養育・虐待の把握も可能。
- b. 健康状態の把握：保育中の健康観察。保護者の報告と信憑性。
一人一人の健康状態の把握と保育所全体の疾病異常の早期発見。
- c. 発育の評価：定期的な身長・体重・胸囲及び頭囲の身体計測。
原則は各年齢ともに毎月計測を行う。
グラフによる記録の方がわかりやすい(母子健康手帳にも記録することが望ましい)。
肥満・やせの判定。カウプ指数による判定。
保育への反映と家庭への連絡による家庭育児への反映。
- d. 生育歴について：母子健康手帳の活用(個人情報であること)。

(2)健康増進

- a. 健康診断：子どもの健康状態の医学的視点による把握—嘱託医や歯科医と看護職や保育士の対応。
単に疾病異常の診断だけでなく、健康状態の判定。
結果の保育への反映と家庭への連絡による家族育児への反映。
健診の実施体制—乳児期と幼児期における実施回数の検討。
- b. 健康増進：保健計画の策定—個々の子ども、月間及び年間の計画。
発育・発達、日々の健康状態に応じた健康増進の実践—栄養摂取・運動遊び・休息を基本方針として実施。

(3) 疾病への対処

- a. 体調のよくない子ども：子どもの状態に応じた適切に対応の必要。
例：下痢や嘔吐において脱水に注意しその処置。
必要に応じて囑託医やかかりつけに連絡して対処。
保護者への連絡とその迎えまでの保育現場における対応。
看護師等の配置と自園型病児保育。
- b. 感染症：感染の予防の必要性。
病気の発生時に、病名・潜伏期・症状・注意事項・予防対策等の伝達。
患者の出席停止期間の遵守—患者の回復と他の人への感染防止。既往歴・予防接種歴に基づく予防接種の勧奨。
- c. 与薬：保育現場の子どもに対する与薬(平成17年7月局長通知に基づく)。
医師の指示が必要。与薬に際する留意事項の厳守。
- d. 配慮を要する疾病：乳幼児突然死症候群—保育入所後の乳児に注意。
危険因子(うつ伏せ寝、両親の喫煙、人工栄養)の理解。
睡眠中の子どものきめ細かな観察とその際の記録の励行)。
- e. 設備や器材・薬品の整備：医務室の設置、医療用具や薬品の整備。
使用に関するマニュアルの完備と周知徹底。
- d. 救急処置の習得

2. 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

- a. 保育施設内の環境管理：温度・湿度・採光・騒音・振動の整備。
保育室等の広さ・子どもの人数・活動・季節、等による調整。
- b. 衛生管理：清潔の徹底—保育室・調乳室・調理室・園庭・砂場・プール。
子どもに対する健康教育—手洗いの徹底、等。
保育職への衛生指導の履行—手洗い等の清潔習慣の確立。
自分是不潔だと自覚すること
例：冷凍母乳の対応—清潔に搾乳・清潔に保存し冷凍・清潔に解凍し、清潔に授乳。
- c. 食中毒対策：病原性食中毒は防止が可能。
防止の三原則として、病原体の付着防止・病原体の増殖の防止・
病原体の死滅。
具体的対応—食品の清潔・調理における清潔・調理後の食事時間・
配膳や分配時の清潔・子どもの手洗い、等の徹底。
(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ等—5Sの徹底)。
マニュアルの作成と周知徹底。
発生時の対応—保健所、医療機関との連携

二次予防の徹底一例：職員のおむつ交換時の手洗い

(2) 事故防止及び安全対策

a. 事故防止対策：事故は防げる基本の方針の実践。

チェックリスト(施設内外)の作成と定期的にチェックの実践。

潜在危険の判断とその除去

発生した事故の記録と職員全員で確認。

ヒヤリ・ハットの確認と記録。

子どもの発達状態に応じた環境整備と安全教育の実施。

b. 災害対策：マニュアル作成と職員間での周知徹底。

訓練・役割の確認と地域の関係機関との連携。

f. 危機管理と精神保健：心的外傷後ストレス障害(P T S D)の予防と対策。

3. 食育の推進

(1) 食育の基本

a. 食育の目標：食を介した子どもの健全育成を図る一食を営む力の育成。

施設長の責務と職員の連携・協力

家庭、地域との連携。

食事を通じた生活リズムの確立。

b. 食育の内容：保育内容の健康に多くの実践が記載。

特別の行事などでなく、日常の保育実践で可能。

(指針の第3章、第4章に盛り込まれている)

(2) 食育の計画：改めて特別の行事を計画することに拘る必要はなく、

日常の保育で実践できること。

解説書に記載されており、参照すること。

(3) 食育のための環境：日常の保育において実践できる配慮。

普段の食生活等の実践を介してできるように配慮。

(4) 特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応

a. 食事の提供における留意事項：乳児期における授乳・離乳

(授乳・離乳の支援ガイドを参照)。

母乳哺育・冷凍母乳の要望に応じる。

咀嚼や嚥下機能の発達に応じた食品・食べ方の選択。

幼児期における精神機能発達と食生活の関係の理解

(好き嫌い・少食・遊び食い、等)。

- b. 食物アレルギー：除去食の実施における専門的指示の必要性の周知。
保護者の要望のみでは危険性が高い。
- c. 障害を持つ子どもの食事：障害の種類・程度、発達状態に伴う食物の選択と食べ方の調整。
事故の防止（例：嚥下障害による窒息事故）。
- d. 体調のよくない子どもの食事：状態に応じた食事提供の必要性の理解。
病児・病後児保育における必要性。

4. 健康及び安全の実施体制等

(1) 施設長の責務と組織的な取組

施設長の責務と全職員、専門的技能を有する職員との連携の重要性。
地域の専門機関との連携における施設長の責務。

(2) 職員間の連携の重要性

専門職(嘱託医・看護職・栄養士・調理員)の専門性の発揮。
各職種の専門的機能の確認。

(3) 家庭との連携

子どもの健康と安全の確立には家庭との密接な連携が不可欠。

- a. 家庭からの情報：子どもの健康状態・既往症・予防接種歴・事故歴等の情報の連絡。
情報の信憑性の確認。
- b. 保育所からの情報提供：保育生活中的健康状態の報告。
感染症等の疾病異常の発生時の情報、等の提供。
献立等の連絡による家庭の食生活の支援。
健康教育及び安全教育。

(4) 専門機関・地域との連携

- a. 医療保健に関する連携：保健に関する情報提供や技術面の支援。
市町村保健センター・保健所・医療機関・医師会や歯科医師会・療育機関、等。
障害のある子ども、養育上の問題のある子ども等に関する保健と保育の連携により、保育の充実、家庭育児の向上に有効。
対象児の担当の保健師とも連絡を取るようにする。
- b. 母子保健サービスとの連携：乳幼児期の各種健診、各種訪問指導事業、
各種健康教育的事業の保育実践への活用。
乳児期の健診結果との保育所の健康診断との関連。
母子健康手帳の活用（子どもに関する情報収集、提供）。
- c. 食育に関する連携：保健センター・保健所による支援。
地域の栄養関連機関や食産業・農水産産業との連携。

d. 不適切な養育・虐待防止に関する連携：第6章も参照

まず、市町村の保健センター・保健所、福祉部門、との連携。

必要に応じて児童相談所との連携(子どもの保護、大人への対応、再統合に関する対応、再発防止、予防的対応)。要保護児童対策地域協議会への参加。

e. 小学校との連携：第4章参照。

子どもの健康に関する情報提供(家族の了承のもと)は学校生活に有効。

小学校より保育所への学校伝染病の発生状況に関する情報提供による地域における病気の蔓延の予防にも有効。

d. 事故及び災害に関する連携：医療機関・地域の警察・消防等との連携。

安全教育や災害訓練時の専門的知識や技能の提供。

地域住民による救助補助。救急治療等の医療。

保育所における保護者支援は、徐々にその重要性を増し、業務の比重も増えてきている。しかし、すべての保育所がこの役割の意義と重要性を踏まえて積極的に支援を実施するには至っていない。地域に最も身近に存在するすべての保育所がこの重要な役割を積極的に担う意義は一層高まっている状況にある。如何に保護者支援を展開するかというノウハウの観点とともに、何故保育所における子育て支援が必要なのかというホワイという観点を常に踏まえて、今回定められた指針の告示内容及び「解説書」を、積極的に活用することが期待される。保護者に対する支援に関する視点として、子どもの最善の利益を考慮する、保育所の特性を生かす、保育指導の重要な意義を認識し実践する、地域の関係機関との連携・協力を図るという4点が重要である。また、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援のそれぞれで、保護者に対する支援の重要な留意点がある。最後に、今後の課題として、両眼的視野をもった保護者支援についてふれる。

I 保育所における保護者支援の意義

1. 保育所における子育て支援が必要となった経緯を常に踏まえる

(1) 保育所における地域子育て支援の萌芽

1980年代頃から、保護者の親準備性や子育て準備性が整わないままに親となり、子育て経験や子育て知識の不足がみられるようになるとともに、核家族環境の中で身内のかかわりが薄れ、かつては近隣や地域社会に広く存在した社会的親(保護者や身内以外に子育てにかかわる人々)もまた次第にその影が薄くなっていった。それに伴い、保護者とりわけ母親の子育て責任や負担が増し、子育ての孤立感、子育て不安が徐々にみられるようになってきた。その当時から、子育てや保育の知識、技術を蓄積している保育所が地域にその機能を開放し、子育て支援をさまざまに試みる営みが、積極的、先駆的な保育所においてみられるようになった。それらをモデルとして、1984(昭和59)年、保育所等における乳幼児健全育成相談事業が開始され、その約10年後の1993(平成5)年、保育所地域子育てモデル事業が本格的に制度化された。

(2) 20世紀末から今世紀初頭にかけての保育制度改革と新たな役割

これらの実績を踏まえ、1997(平成9)年の児童福祉法改正により、保育所は保育に関する相談に応じ助言を行うという努力義務が定められ、保育所における地域子育て支援の役割・機能が法制度上明確に位置づけられた。また今世紀に入り、2001(平成13)年の法改正によって、保育士の資格規定が法律で定められるとともに、保育士は「保育」及び「保育に関する保護者に対する指導(保育指導)」を行うことを業とする者とされた。これによって、保育所や保育士が保育というケアワークに加えて、保育に関する相談・助言等々のソーシャルワーク的機能をもってその役割を果たす時代を迎えることとなった。

2. 保育所保育指針が定める地域子育て支援、保護者支援の意義を踏まえる

(1) 2000(平成12)年に施行された保育所保育指針第13章

この制度改正と相前後して定められた保育所保育指針は、第 13 章の一部分で地域子育て支援を取り上げ、その重要な意義及びそれを実施するにあたってのエッセンスを示した。しかし、すべての保育所がこの役割の意義と重要性を踏まえて積極的に保護者支援を実施するには至っていなかった。とくに、通常の保育に支障のない範囲においてこれらの業務を行うという法の趣旨は、保護者支援を非常に積極的に展開する保育所から、消極的乃至最低限の範囲で行おうとする保育所まで、かなり幅広い状況をつくりだしていた。

その後今日に至る子育て環境をめぐる状況をみると、子育て家庭の孤立化や不安定さに対して積極的に対応し、保護者の子育て力や地域の子育て力の向上に寄与する役割が一層求められている。地域に最も身近に存在するすべての保育所がこの重要な役割を積極的に担う意義は、一層高まっている状況にある。

(2) 本指針第 6 章

本指針は、保護者支援の内容を第 6 章で独立して取り上げ、その重要性を指摘し、保護者支援に積極的に取り組むことを求めている。とくに、「保育所保育指針解説書」（以下、「解説書」と略）第 6 章の冒頭にふれている以下の 4 原則を踏まえる必要がある。

- ① 保護者支援の原則(児童福祉法第 18 条の 4)：保護者に対する保育に関する指導
- ② 地域子育て支援の原則(児童福祉法第 48 条の 3 第 1 項及び同法第 21 条の 9)：保育に関する相談・助言及び保育所等における保護者の児童養育支援事業
- ③ 入所児童の保護者との連携の原則(児童福祉施設最低基準第 36 条)：保護者との連携・保護者の理解・協力
- ④ 特別の支援を必要とする家庭及び児童の優先入所の原則(児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 2、母子及び寡婦福祉法第 28 条、発達障害者支援法第 7 条)

II 保護者に対する支援に関する重要な視点

1. 子どもの最善の利益を考慮する

告示及び「解説書」が示すように、子どもの最善の利益の考慮という理念は、まさに保育所保育及び保護者支援の根底に流れる基本的事項である。

子どもの最善の利益を考慮するにあたって、第一に子どもが人間として尊重され、人権や権利が重んじられるように考慮すること、第二に保護者や保育者などの利益が先行していないかを常に考慮し、自ら主張する能力をまだ十分にもつことのできない子どもの利益が損なわれないように考慮すること、の 2 点が重要である。さらに、本指針では、「解説書」の中で、子どもの最善の利益を考慮する内容として、イギリスの 1989 児童法を参考に「子どもの年齢、性別、背景その他の特徴」、「子どもの確かめ得る意見と感情」、「子どもの身体的、心理的、教育的及び社会的ニーズ」、「保護者支援のために子どもに対してとられた決定の結果、子どもを支援することとなる者(保護者や保育士等の専門職など)が、子どものニーズを満たすことのできる可能性」、「保護者に対してとられた支援の結果、子どもの状況の変化が子どもに及ぼす影響」をあげている。このような具体的な内容例示は、大いに参考になり得るものである。

2. 保育所の特性を生かす

保育所の最も重要な役割である“保育”というケアワークの専門性を生かした保護者支援は、他のさまざまな子育て支援の資源にはみられない特性であり、それを特長として生かすことができる。“保育”というケアワークと深く関連しそれと連動するソーシャルワーク的機能を展開することができる。今後ソーシャルワーク的機能に関する原理、知識、技術そして倫理を踏まえた援助が広く普及することが期待される。

3. “保育指導”の重要な意義を認識し、実践する

保育士が有する保育指導の専門的機能は、とくに重要なものである。保育指導というと、とかく保育士が保護者に対して指導するというニュアンスで受け止められやすい。しかしその意味するところは、子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして、子どもの養育(保育)に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体をいう。

4. 地域の関係機関との連携・協力を図る

保育所における地域子育て支援、保護者支援は、その重要性はますます高まってはいるものの、しかし保育所のみで行い得るものではない。実にさまざまな子育て支援が展開されており、保育所はその特性を生かして、その一環として役割を果たすことが肝要である。保育所であるが故にその機能がよく発揮されるもの、保育所であるが故にその範囲や限界を熟知して行う必要のあるものを常に考慮して行うことが大切である。

とくに、保護者に虐待、ネグレクトなどの不適切な養育などが疑われる場合、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して行う必要がある。また、本指針が重視している広く地域子育て支援や地域子育て力の向上に貢献する場合にも、「解説書」に示されているさまざまな社会資源の状況や実態を把握し、必要に応じて適宜その連携や活用を図ることが必要となる。今後保育所が関係機関との連携にあたってとくに重視される「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」への関心を高め、積極的な連携を図ることは、とくに重要なことと考える。

III 保護者に対する支援の留意点

1. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

本指針は、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援の留意点を、6項目にわたって述べている。第一に、日常の保育と一体に行うことができるという保育所の特性、特長を生かすことである。送迎時の対話や日々の連絡ノートなど、日々のコミュニケーションを存分に活用し得る支援の体制は最も重要である。また、個々の相談・助言、懇談会、面談の機会、家庭訪問や訪問保育、保育参加(1日保育士体験等)、あるいは特別な行事などを通じて、さらには保護者同士の自主活動を支援するソーシャルワーク的機能を活用して保護者支援をすすめることが重要である。第二に、保護者との相互理解を常に配慮した支援が重要となる。保育所のすべての営みが、家庭や保護者との連携や相互

理解のもとで、保護者と共に育てる営みである。第三に、保護者の仕事と子育ての両立等を支援する営みは、保護者支援の一環として位置づけられる。とくに最も普及している延長保育・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育は、その典型である。第四に、障害や発達上の課題がみられる子どもとその保護者に対する支援を重視することである。特別の支援を必要とする家庭及びその子どもの優先入所の原則は、保育所がとくに銘記しておく必要があり、さらに近年は、発達障害者支援法に基づく学校教育における特別支援計画の策定に深くかかわることにも留意する必要がある。第五に、保護者に対する個別支援を積極的に実施することである。個別支援を強化する上で、保育ソーシャルワーク的機能、保育指導の専門性を高め、援助計画や記録、そしてその評価を行うプロセスや必要に応じて関係機関との連携・協力を図ることが重要となる。第六に、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の保育や保護者支援の体制を、常に配慮しておくことが重要である。今後、とくに虐待の予防と対応の面で、保育所の役割はますます重要となる。

2. 地域における子育て支援

本指針は、地域子育て支援に関する留意点を3つあげている。第一に、地域における子育て支援を、通常業務としての保育に支障がない限りにおいて、という位置づけを明記しつつ、しかし、積極的に行うように努めることと記している。徐々にこの業務のウエイトは高まっており、その業務にかかわる人的、物理的、社会的体制を強化することが期待される。本指針は、その業務の実施にあたっての具体的内容として、地域子育て支援の拠点としての機能及び一時保育の機能を上げている。前者としては、保育所機能の開放、子育てに関する相談や援助の実施、子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進、地域の子育て支援に関する情報の提供がある。後者の一時保育は、保育所がその特性や特長を生かして実施し得る典型的支援である。第二に、地域子育て支援における地域との連携をあげている。さらに本指針は、さまざまな関係機関との連携や人材等の積極的活用を通じて、地域における子育て力向上に寄与する方向性を示していることに留意する必要がある。第三に、保育所の地域子育て支援が、地域における関係づくり及び問題発生予防と早期対応に寄与することを重視している。保護者や地域の人々と子育ての喜びを分かち合い、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等を共に紡ぎ出していくことが保育所の役割であり、また社会的責任とも関連するという趣旨は、子どもの最善の利益を考慮する保育所の目的とまさに合致する子育て支援の方向である。

IV 今後の課題：両眼的視野をもった保護者支援

- ① 地域子育て力の向上への寄与と、地域における保護を必要とする子どもと保護者への対応をどう図るか
- ② 保育の専門性と、子育て支援の専門性の維持向上をどう図るか、誰が主として子育て支援を担うか